

Ⅲ 巻 市からのお願い・お知らせ

※様式集に★印がある制度は、様式集ＣＤに様式等を掲載しています。

NO	内 容	担 当 課	ページ	様式集
(1)	市職員の区長就任	地域支援課 (☎34-6629)	89	—
(2)	「広報とよた」配布についての注意点	市政発信課 (☎34-6604) 地域支援課 (☎34-6629)	90	—
(3)	自治区・認可地縁団体の課税関係	市民税課 (☎34-6617) 資産税課 (☎34-6618)	91	—
(4)	地域活動における女性の参画	とよた男女共同参画センター (☎31-7780)	93	—
(5)	防犯連絡責任者の業務	豊田警察署 生活安全課 (☎35-0110)	94	—
(6)	非常時における水道水の断水、濁水等への対応	(上下水)総務課 (☎34-6653)	95	—
(7)	災害関連情報の伝達手段	防災対策課 (☎34-6750)	96	—
(8)	防災行政無線屋外拡声子局 操作説明書		98	—
(9)	豊田市開発事業に係る手続等に関する条例	開発調整課 (☎34-6744)	99	★
(10)	民生委員・児童委員制度	福祉総合相談課 (☎34-6791)	101	—
(11)	保護司（更生保護）及び社会を明るくする運動	こども・若者政策課 (☎34-6630)	103	—
(12)	地域包括支援センター	高齢福祉課 (☎34-6984)	104	—
(13)	行方不明高齢者情報の提供【※要登録】		106	★
(14)	豊田市ささえあいネット		107	—
(15)	豊田市避難行動要支援者名簿制度	福祉総合相談課 (☎34-6791)	108	★
(16)	障がい者相談支援事業所	障がい福祉課 (☎34-6751)	109	—
(17)	福祉の相談窓口	地域支援課 (☎34-6629)	110	—

市職員の区長就任

「市職員が、区長に就任することについて」

H21. 1. 27 自治振興課
(現 地域支援課)

1 市職員（現職）の区長就任

このことについては、以下の理由により許可しない。

- ①実態として、職務専念義務違反となる可能性が否定できないこと。
- ②職員の政治的行為の制限について、地域社会の中で完全に認められる保障がないこと。
- ③補助金や許認可事務について、立場上から利害関係が生じることが考えられ、市側の対応について、客観性を欠くのではないかと指摘される可能性があること。

再任用者、会計年度任用職員等の区長就任についても、正規職員に準じた制約があるため、許可しない。ただし、市との雇用契約がない者（文化振興財団の職員等）は、市職員には該当しない。

2 区長以外の自治区役員への就任

副区長については、区長に事故があるときに、区長を代理しなければならないため、とくに慎重に考える必要がある。また、どのような役に就任するに関わらず、たとえ時間外であっても、常に公務員としての立場で行動することを忘れてはならない。

3 参 考（根拠となる法令）

- ・「地方公務員法（以下「法」という。）第30条及び35条により、職員は全体の奉仕者として職務に専念する義務を負う。」
- ・「法第36条により、職員は政治的行為の制限を受けており、特に政治的団体への加入勧誘行為については明文で禁止されている。」
- ・「地方公営企業法第39条により、企業職員は法第36条の規程の適用を受けない。」

「広報とよた」配布についての注意点

- ① 「広報とよた」へ市が発行する文書等以外は折り込んで配布しないようお願いします。

【理由】 市発行以外の文書等を「広報とよた」に折り込むことで、市が発行している（あるいは後援等をしている）文書であるとの誤解を市民に与えるため。

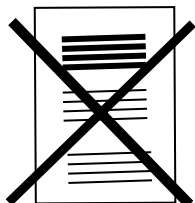
広報とよたに折り込んではいけないものの例



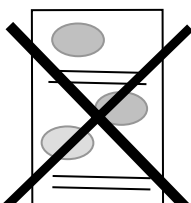
宗教（神社等を含む）に関するチラシ等



選挙活動（政治活動）のチラシ等



地元スーパーや各種PRのチラシ等



民間広告会社が作成したガイドマップ等

- ② 「広報とよた」の配布は全世帯を対象としています。自治区に加入していない世帯へも配布いただきますようお願いします。
- ③ 必要な配布部数の管理をお願いします。配布部数に変更がある場合は、発行日（1日）の3週間前までに、市政発信課までご連絡ください。
- ④ 「広報とよた」は発行日（1日）の4日前の午後5時までに、自治区へお届けします。各世帯へは発行日までに配布いただきますようお願いします。
- ⑤ 「広報とよた」5月号と1月号は、通常より早く自治区へお届けします。日程につきましては、4月と12月の区長便で案内文書を送付します。

担当及び問合せ先

市政発信課 ☎ 34-6604 E-mail: shisei@city.toyota.aichi.jp

地域支援課 ☎ 34-6629 E-mail: chiikishien@city.toyota.aichi.jp

自治区・認可地縁団体の課税関係

自治区運営は事務処理が複雑多岐にわたっているところではありますが、とりわけ会計事務の取扱いには適正な事務処理が求められています。税法上では、自治区は「人格のない社団等」として定義されます。

また、地方自治法で認可を受けた自治区（認可地縁団体）は、公益法人等とみなされ、法的な位置付け及び取扱いは変わりますが、任意団体としての自治区の性格等は認可前と変わるものではありません。

そのため、課税関係についても、必要に応じて各種届出が必要となります。

◇ 主要税目の課税関係 ◇

税 目		（認可前の）自治区	認可地縁団体（認可後の自治区）
市 税	個人市民税	自治区から区長や区事務所の事務員等に報酬や手当を支払った場合は、市民税課に「給与支払報告書」を提出してください。ただし、その金額が年額30万円以下で、支払を受けた年のうちに役職を退いている場合は、「給与支払報告書」の提出を省略することができます。	
	法人市民税	人格のない社団等として収益事業のみ課税。	公益法人等とみなされ、原則として課税。ただし、収益事業（※）を営まない場合に限り、申請により均等割額50,000円が減免可能です。 （※）集会所の利用料収入や草刈り等の委託料収入がある場合など、収益事業とみなされる場合がありますので、事前に市民税課までご相談ください。
	事業所税	人格のない社団等として収益事業以外の事業に係る事業所床面積等に対しては非課税。	公益法人等とみなされ、収益事業以外の事業に係る事業所床面積等に対しては非課税。
	固定資産税	人格のない社団等として課税。ただし、集会所・消防施設など自治区が管理運営し、公共の用に供している固定資産は申請により減免又は免除が可能です。	公益法人等とみなされ、原則として課税。ただし、集会所・消防施設など自治区が管理運営し、公共の用に供している固定資産は申請により減免又は免除が可能です。

税 目		(認可前の) 自治区	認可地縁団体 (認可後の自治区)
県 税	法人県民税	人格のない社団等として収益事業のみ課税。	公益法人等とみなされ、原則として課税。ただし、収益事業を営まない場合に限り、申請により均等割額 21,000 円が減免可能です。
	法人事業税	法人県民税と同様。	公益法人等とみなされ、収益事業のみ課税。
国 税	法人税	人格のない社団等として収益事業のみ課税。	公益法人等とみなされ、収益事業のみ課税。
		寄附金の損金算入額は、税務署にお問い合わせください。	
	消費税	基準期間における課税売上高が1,000万円を超えると課税事業者となります。	
	源泉所得税	給与等の支払がある場合は、税務署に相談してください。	

※自治区役員の改選が行われた場合には、自治区役員宛に送付されている各種納税通知書等の送付先の確認をお願いします。送付先を変更される場合はご相談ください。

◇登記に伴う課税関係について ◇

税 目		課税関係
県 税	不動産取得税	自治区等住民が組織する地域団体が、専ら公共の用に供する集会所等を取得した場合については、申請により減免できる場合があります。
国 税	登録免許税 (土地・家屋)	登記原因が委任の終了の場合は、 固定資産税評価額 × 20 / 1,000

担当及び問合せ先 *上記の記載情報は地域支援課にて整理したものです。

◇豊田市 市民税課 ☎ 34-6617

◇豊田市 資産税課 ☎ 34-6618

◇豊田加茂県税事務所 ☎ 32-7482 (県民税・事業税)

◇豊田税務署 ☎ 35-7777

◇豊田加茂県税事務所 ☎ 32-7484 (不動産取得税)

地域活動における女性の参画

豊田市の地域活動における女性の参画状況は、平成30年度自治区実態調査によると、組長などを含めた役員又は評議員などの女性の参加割合は11%という現状で、まだまだ、男性中心の決定組織になっています。

「男女共同参画社会基本法」(1999年)では、男性と女性がお互いに協力して社会づくりを進めていくことを重要課題としています。自治区活動の中でも、女性の意見や行動力が活かせる場面も多く、「意思決定の場に女性が参画すること」の重要性を理解されているところではないでしょうか。

女性の力を活かすと、こんなにいいことが！

今までになかった
アイデアが生まれる！

地域活動を担う
人材が育つ！

可能性に満ちた
地域へと発展！

意思決定の場に女性が参画することで、女性たちの経験を活かした発想、アイデアを地域活動に取り入れることができます。また、地域活動を担う多様な人材が育つこと、自治区全体が可能性に満ちた地域へと発展することにもつながっていきます。

「女性の参画」どう進める？

- 地元の催しでは、男性が司会などの仕切り役、女性が炊き出しなど裏方役



サポート役が得意な男性、全体の仕切りが得意な女性もいます。性別だけで判断せず、それぞれの人の能力を見て役を決めれば、地域活動を担う人材が着実に育っていきます。

- 自治区の中にどんな能力を持っている女性がいるのか分からない。



P T A、子ども会、ジュニアクラブ、女性会の役員の経験者にお話を聞いてみるのはいかがでしょうか。そこからいろいろな方面へネットワークが、つながっていくこともあります。

- 「女性の参画」を進めたくて声を掛けても、女性たち自身が活動をやりたがらない。



男性ばかりの中にごく少数の女性という構図では、参画しにくいかもしれません。「役員会の女性の割合3割以上」として人数のバランスを取るなど、男女の垣根のない組織を目指しましょう。

各自治区では、伝統・慣習など様々な歴史があると思います。そこへ「女性の参画」という新たな風を吹き込むことにより、時代に適した住みよい地域づくりができます。できることから少しずつ取り組んでみてはいかがでしょうか。



とよた男女共同参画センターでは講師を派遣しています！

「男女共同参画ってなんだ？」「男性も女性も協力し合って地域活動をしていきたい！」…そんな声をテーマにして、研修を行ってみませんか。とよた男女共同参画センターでは、講師の派遣、資料の提供・貸出しを行っています。ぜひご活用ください。



担当及び問合せ先

とよた男女共同参画センター ☎ 31-7780 FAX 31-3270

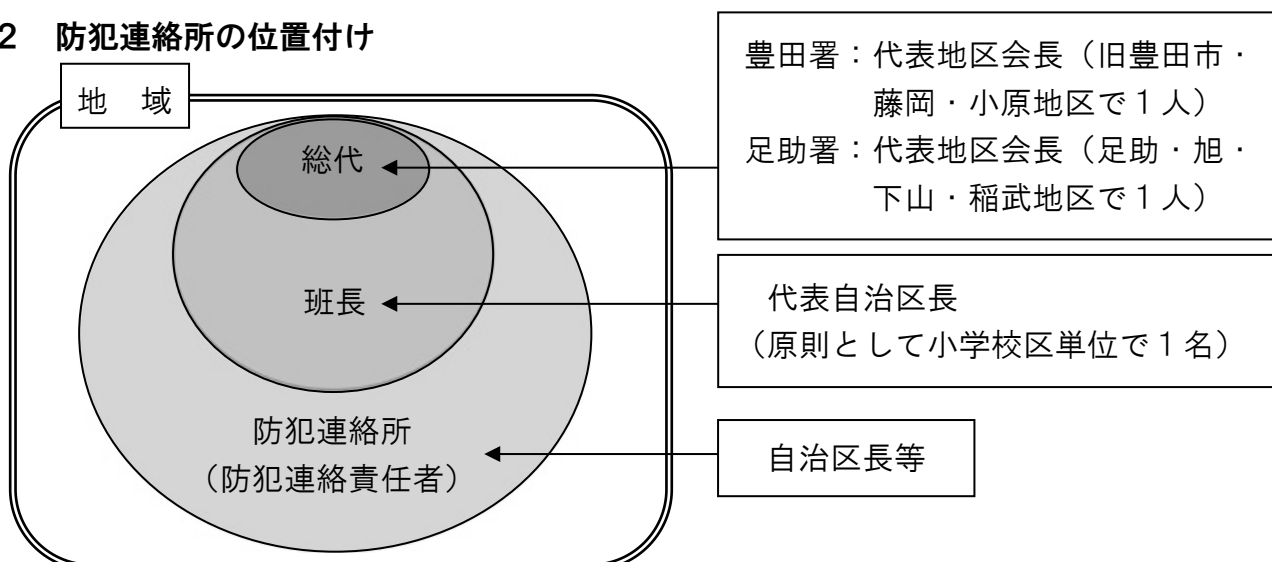
E-mail : clover@city.toyota.aichi.jp

防犯連絡責任者の業務

1 配置目的

豊田・みよし防犯協会連合会豊田市地域部会、足助防犯協会地区部会と連携し、犯罪や少年非行を無くす活動を行うため、地域に防犯連絡所（防犯連絡責任者）を配置するものである。

2 防犯連絡所の位置付け



※豊田・みよし防犯協会連合会豊田市地域部会、足助防犯協会地区部会は、防犯連絡責任者（各自治区長）をもって組織されている。

3 防犯連絡責任者の具体的な業務

	業務内容	備考
①	行政機関への連絡	警察・市役所・防犯協会・緊急時は110番
②	警察等が行う地域安全活動等への協力	被害防止、少年非行の防止、防犯診断、街頭補導等の各種地域安全活動への積極的な参加
③	防犯環境の診断	防犯カメラ・防犯灯・防犯ベル等設置の促進 防犯器具の普及・紹介
④	防犯研修会の開催	防犯教室・地域安全懇談会の開催
⑤	広報誌の回覧	警察から得た犯罪・不審者等の情報の発信
⑥	ポスター、立看板の掲示	防犯意識を高揚させるまちづくりの推進

4 担当及び問合せ先

豊田警察署 生活安全課 生活安全係	☎35-0110 内線262、263
豊田・みよし防犯協会連合会	☎33-7201
足助警察署 生活安全課 生活安全係	☎62-0110 内線262
足助防犯協会	☎62-2030

非常時における水道水の断水、濁水等への対応

自然災害（地震、風水害）及び事故等、非常時における水道水の断水、濁水への上下水道局（以下「局」という。）の対応（情報提供等）についてお知らせします。

1 地域への情報共有方法

- （１）断水等が発生した場合、局から速やかに自治区長（又は代理人）（以下「区長等」という）に情報提供します。以降は原則として、局と区長等との１対１（※）でのやりとりをお願いします。※情報の行き違いや混乱を防ぐため、情報を一本化します。
- （２）状況が変化した時点で、局から区長等に情報提供します。
- （３）自治区内の住民や自治会長等へは、区長等より情報を伝えてください。
- （４）対象エリアを所管する各支所へも情報を提供します。

2 提供する情報の内容

- （１）水道水の断水、濁りの発生原因、影響範囲
- （２）局の復旧作業内容及び復旧への見通し
- （３）自治区への依頼事項（自治区民にどのような対応、行動をとってほしいか等）

3 自治区への広報活動

- （１）局の広報車両により、復旧作業が完了するまで、状況等を広報します。
- （２）広報活動は簡潔な内容とし、ゆっくりと時間をかけて対象エリア内を巡回します。
広報例：「漏水事故のため断水しています。水道を使用することができません。」
「水道水に濁りがありますので、水道を使用しないでください。」
「給水車は、現在、〇〇に配置しております。」
（復旧後）「水道が使用できるようになりました。」など
- （３）情報は災害や事故の規模に応じて、広報車両のほか、防災行政無線、防災ラジオ、市のホームページ、緊急メールとよたなどでも広報します。

4 非常時の自治区内での給水活動

- （１）給水活動を行う場所は、事前に区長に相談します。基本的には集会所（避難所）など人が集まることができる場所とします。
- （２）高齢者等への対応に関しましては、自治区又は自治会のご協力をお願いします。

5 その他

日頃から、市販のペットボトル水による飲料水の備蓄やお風呂などでの汲み置きの実施、給水活動を行う場所までの移動手段や高齢者への協力体制の確認など、いざという時のために備えておくことを推奨します。

6 担当及び問合せ先

上下水道局総務課 ☎ 3 4—6 6 5 3 FAX: 3 6—5 5 2 9

E-mail: jyogesuisoumu@city.toyota.aichi.jp

災害関連情報の伝達手段

市では、災害関連情報を、様々な手段を用いてお伝えしています。

1 防災ラジオ

情報を受信すると自動で起動してお知らせするラジオで、市が一定額を負担して販売しており、自治区で取りまとめて申込みいただくこともできます。(申込書の様式データはCDにございます。)

2 豊田市公式SNS

「LINE」、「Twitter」、「Facebook」の公式アカウントから情報を配信します。

右の二次元コードから登録いただけます。



LINE



Twitter



Facebook

3 緊急メールとよた※

登録制のメールサービスです。地震情報や気象警報等の発表をはじめ様々な情報から必要な情報を選択して受信することができます。

右の二次元コードから登録いただけます。



PC・スマートフォン フィーチャーフォン

4 エリアメール・緊急速報メール※

各携帯電話会社の緊急速報機能を使って、避難情報をはじめ緊急性の高い情報を、豊田市内にある携帯電話に一斉に配信します。事前登録は不要です。

※携帯電話の機種や設定によっては、サービスをご利用いただけない場合があります。

5 ひまわりテレビ（ひまわりネットワーク）

(1) 地上デジタル12ch

気象警報発表時など緊急時に字幕放送や緊急災害放送で地域情報をお伝えします。

また、データ放送で、災害対策本部の設置や避難所の開設状況、避難情報の発令状況等を確認いただけます。

(2) CATV121ch（ひまわりチャンネル）

データ放送で、気象情報、河川の水位情報、河川カメラ映像等を確認いただけます。

(3) スマートフォンをお持ちの方は、『ひまわりアプリ』でも河川カメラや道路カメラの映像を確認いただけます。

右の二次元コードからダウンロードできます。



iOS



Android

6 ラジオラビート78.6MHz（エフエムとよた）（iPhone）

災害の発生や発生の恐れがある場合、緊急放送や臨時放送でお知らせします。

ラジオは発災時だけでなく、復旧期や避難生活においても、地域情報をはじめ様々な情報を収集するための有効なツールとなります。

7 豊田市ホームページ (<https://www.city.toyota.aichi.jp/>)

市内各地の震度や雨量の情報、河川カメラ映像、各種ハザードマップ、緊急避難場所・避難所等、防災に関する様々な情報を掲載しています。

8 豊田市防災気象情報サイト (<https://toyota-city.bosai.info/>)

実測雨量、水位、雨雲の動きなどを地図上に重ねて見ることができるほか、支所12地点ごとの天気予報等の情報を閲覧できます。

9 防災行政無線

避難情報をはじめとする緊急情報を、市内256か所に設置の屋外拡声子局（屋外スピーカー）からお知らせします。

緊急時には、屋外拡声子局を直接操作して防災対策課との通話及びスピーカーからの放送を行うことができます。操作方法は、次ページの『防災行政無線屋外拡声子局 操作説明書』を参照してください。



10 自治区緊急情報伝達システム（ファックス・メール）

緊急時など、自治区向けの情報を配信しています。
ファックスは、毎年2月に登録依頼を送付しています。
メールは、右の二次元コードから登録いただけます。



自治区緊急情報
伝達メール

11 Safety Tips（外国人向け災害情報提供アプリ）

観光庁監修の外国人向け災害情報提供アプリです。

10か国語以上に翻訳された気象情報や避難情報等を収集することができます。右の二次元コードからダウンロードできます。



iOS
(iPhone)



Android

警戒レベルととるべき行動				
警戒レベル	状況	とるべき避難行動等	避難情報 (豊田市が発令)	参考となる 気象情報の例 (気象庁や愛知県が発令)
警戒レベル 5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全の確保！	緊急安全確保	大雨特別警報 氾濫発生情報 など
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~				
警戒レベル 4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難しましょう	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 など
警戒レベル 3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難しま しょう	高齢者等避難	洪水警報 氾濫警戒情報 など
警戒レベル 2	気象状況 悪化	自らの避難行動を確認 しましょう	発令なし	大雨注意報 洪水注意報 など
警戒レベル 1	今後気象状況 悪化おそれ	災害への心構えを高め ましょう	発令なし	早期注意情報

## 12 担当及び問合せ先

防災対策課 ☎ 34-6750 E-mail: [bousai@city.toyota.aichi.jp](mailto:bousai@city.toyota.aichi.jp)

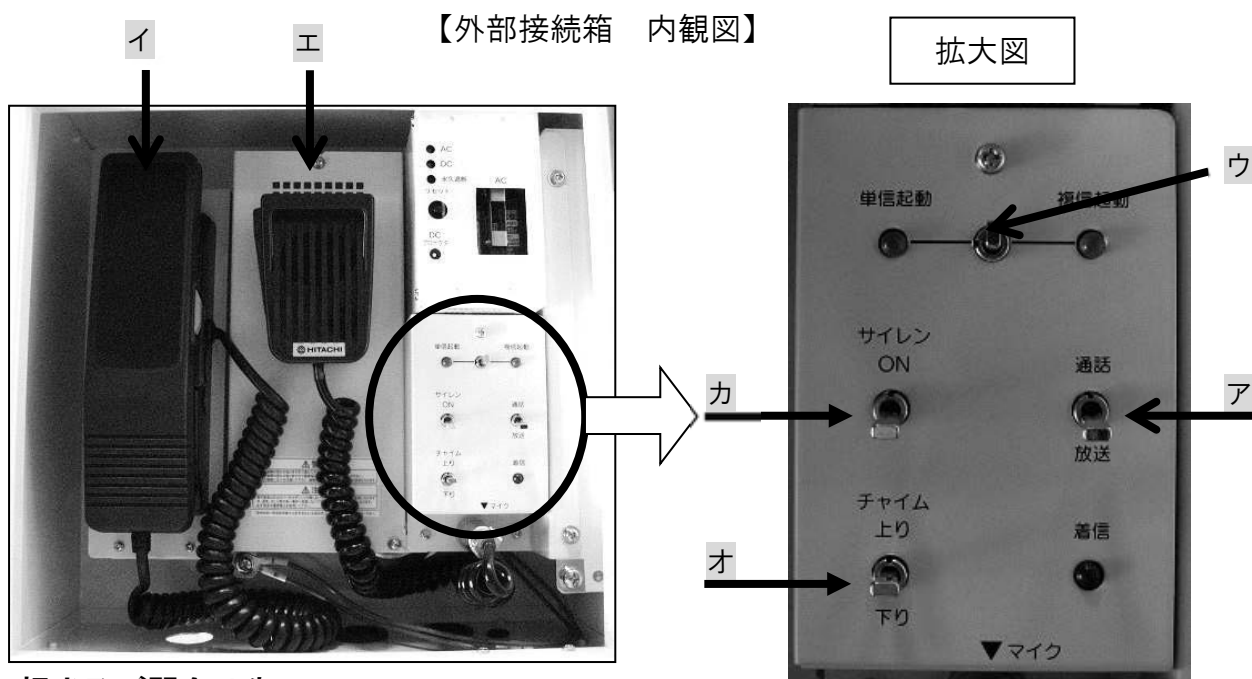
# 防災行政無線屋外拡声子局 操作説明書

## 1 市役所防災対策課と通話するには

- ①子局鍵にて外部接続箱を開ける。
- ②**放送**—**通話**スイッチを **通話** に切り替える。—ア
- ③通話用ハンドセットを外す。—イ
- ④**単信起動**—**複信起動** スwitchを**複信起動**側に約1秒操作すると呼出音が鳴る。—ウ
- ⑤相手が応答したら通話を行う。
- ⑥通話終了後、通話用ハンドセットを戻す。—イ
- ⑦**放送**—**通話** スwitchを **放送** に切り替える。—ア
- ⑧子局鍵にて外部接続箱を閉める。

## 2 子局のスピーカーで放送するには

- ①子局鍵にて外部接続箱を開ける。
- ②**放送**—**通話** スwitchが **放送** になっていることを確認。—ア
- ③放送用マイクを外す。—エ
- ④**チャイム** スwitchを **上り** に約1秒操作すると上りチャイムが鳴る。—オ
- ⑤**サイレン** スwitchを ON 側に操作するとスピーカーから電子サイレンが吹鳴。—カ
- ⑥プレスボタンを押しながら放送を行う。(ボタンを押してから約1秒後に放送開始)
- ⑦**チャイム** スwitchを **下り** に約1秒操作すると下りチャイムが鳴る。—オ
- ⑧放送終了後、放送用マイクを戻す。—エ
- ⑨子局鍵にて外部接続箱を閉める。



## 3 担当及び問合せ先

防災対策課 ☎ 3 4 - 6 7 5 0 E-mail : bousai@city.toyota.aichi.jp

# 豊田市開発事業に係る手続等に関する条例

## 1 目 的

本条例は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある「開発事業※1」に関し、市、開発事業者及び市民の役割や、開発事業者が行うべき住民への周知手続、講ずべき措置等を定めることで、適切な開発事業の確保を図るため、平成29年10月から施行されました。

※1 対象となる開発事業（第6条より抜粋）

1号	道路、公園等の公共施設の整備を伴う開発行為で、区域の面積が500平方メートル以上（藤岡地区は1,000平方メートル以上）のもの
2号	第一種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設及び廃棄物処理施設の設置
3号	市街化区域以外における土地の区画形質の変更で、区域の面積が1ヘクタールを超えるもの
4号	都市計画法の許可を必要とする開発行為で、区域の面積が500平方メートル以上のもの
5号	高さが15メートルを超え、かつ、延べ面積が2,000平方メートル以上である建築物の建築
6号	長屋又は共同住宅であって、戸数が25戸以上であるものの建築
7号	病院、百貨店、ホテル等不特定多数の者を収容する建築物の建築
8号	土地の区画形質の変更で、区域の面積が1,000平方メートル以上のもの （例）・土砂・粘土採取 ・太陽光発電設備の設置 ・谷の埋立や盛土 ・農地を資材置き場や駐車場へ転用すること 等

## 2 開発事業者がやらなければならないこと

①関係法令 確認	手続を開始する前に、許可等の権限を有する処分庁に、開発事業が法律に適合するものであるか否かについて、確認しなければならない。
②標識の 設置	事業区域内の道路に面した場所など見やすい場所に、開発事業の概要を記した標識を設置しなければならない。
③住民等 への説明	「近隣住民※2」及び「自治区長」に開発事業の概要を説明しなければならない。
④説明会の 開催	近隣住民、自治区長及び「周辺住民※3」から説明会の開催を求められたときは、説明会を開催しなければならない。
⑤要望への 回答	要望書が提出された場合は、回答しなければならない。

※2 近隣住民：事業区域からの距離が10m以内の区域の居住者、建築物の所有者又は占有者

※3 周辺住民：事業区域からの距離が50m以内の区域の居住者、土地の所有者

### 3 自治区長や近隣住民、周辺住民ができること

①説明会の開催請求	説明を受けた近隣住民及び自治区長並びに標識を見て開発事業を知った周辺住民は、説明を受けた日又は標識が設置された日のいずれか遅い日の翌日から起算して14日以内に、開発事業者の説明会の開催を請求することができる。
②要望書の提出	説明を受けた近隣住民及び自治区長並びに周辺住民は、説明を受けた日又は説明会の開催日のいずれか遅い日の翌日から起算して14日以内に、開発事業に係る要望書を、市長を経由して開発事業者に出すことができる。なお、要望書には、開発事業に伴い具体的にどのようなことが懸念され、開発事業者になどのような対策を要望するのかなどを、明確に記述してください。
③相談・あっせん	近隣住民、周辺住民、自治区長及び事業区域に属する土地の所有者は、開発事業者と意見の調整ができないときは、市に対して相談やあっせんの申出をすることができる。

### 4 様式

「説明会開催請求書」「開発事業に対する要望書」は、様式集CDに掲載しています。

### 5 その他

造成工事などで周辺の住環境に悪影響が生じている開発事業等がある場合は、情報提供をお願いします。

右の二次元コードから  
豊田市に情報提供する  
ことができます。



スマートフォン等

### 6 担当及び問合せ先

開発調整課 ☎ 34-6744

E-mail : kaiatsu@city.toyota.aichi.jp

# 民生委員・児童委員制度

## 1 民生委員・児童委員の概要

民生委員・児童委員は地域住民がその能力に応じて自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状態を適切に把握し、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援を行い、住民福祉の増進を図るための活動をしています。

- ・ 根 拠 法 令      民生委員は民生委員法、児童委員は児童福祉法によります。  
                         ※民生委員は児童委員も兼ねています。
- ・ 身                      分      特別職の地方公務員（地方公務員法第3条第3項第2号）  
                         厚生労働大臣による委嘱。  
                         ※報酬なし。活動費用弁償（実費弁償）のみ。
- ・ 任                      期      3年（再任可能）  
                         ※任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日（令和4年一斉改選）  
                         ※任期途中で退任が生じた場合は、随時欠員補充を実施します。
- ・ 主任児童委員      地区担当の民生委員・児童委員と連携しながら、児童問題について専門的に担当する委員。地区コミュニティ（地区民生委員児童委員協議会）単位毎に2～3名ずつ配置されています。身分等については、基本的に地区担当の民生委員・児童委員と同様です。

## 2 選出手続

### ・ 資格要件

- ①豊田市の議会の議員の選挙権を有するもの（年齢満18歳以上、3ヶ月以上豊田市に住所を有する人）
- ②年齢について（委嘱日時点）  
新任・再任ともに原則75歳未満    ※地域の実情に応じて弾力的な運用（75歳以上）が可能。

### ・ 適任者について    ※民生委員・児童委員には次のような方が適任です。

- ①社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、円満な常識を持ち、情理をわきまえ、人情の機微に通じている人。
- ②その地域に相当期間居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく地域の住民が気軽に相談に行けるような人。
- ③社会福祉の仕事に理解と熱意があり、これを行うための知識と技術を持ち、またはその素養があり、かつ実行力のある人。
- ④常に児童及び妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる人。
- ⑤家庭生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、民生委員・児童委員活動に相当

の時間をさくことができ、かつ健康な人。

#### ・ 手続の流れ

自治区長から選出していただいた民生委員・児童委員候補者は、豊田市民生委員推薦会と豊田市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会が選考、審査等を実施します。民生委員・児童委員候補者として適任と認められると、厚生労働大臣に委嘱推薦し、大臣より委嘱されます。

### 3 民生委員・児童委員の会議と主な活動

- |                                                  |       |
|--------------------------------------------------|-------|
| ・ 各地区民生委員児童委員協議会（定例会）                            | 月 1 回 |
| ・ 豊田市民生委員児童委員協議会 総会（代議員制）                        | 6 月   |
| 全員研修会（全委員）                                       | 1 月   |
| 専門部会正副座長会（一部の委員）                                 | 年 3 回 |
| ・ 地区協議会での独自活動（奉仕活動、委員研修、ひとり暮らし高齢者を対象とした事業実施等）    | 随時    |
| ・ ひとり暮らし高齢者等移動費助成券（タクシー券）の配布                     | 4 月他  |
| ・ 敬老祝品の各戸配布                                      | 9 月   |
| ・ 各部会による地区活動（愛のパトロールなど）                          | 随時    |
| ・ 福祉関係機関等が主催する会議、懇談会等への出席                        | 随時    |
| ・ ひとり暮らし高齢者、避難行動要支援者、徘徊高齢者等の見守りや各種福祉サービス等の手続きの協力 | 随時    |
| ・ 社会福祉協議会貸付業務や「赤い羽根共同募金」への協力                     | 随時    |
| ・ 市が主催する新任民生委員・児童委員研修への参加                        | 就任初年度 |
| ・ 福祉に関する各種調査への協力                                 | 随時    |
| ・ 各種確認への協力<br>（生計同一・居住実態等行政機関では証明できない事実に関する確認）   | 随時    |
| ・ 児童虐待や育児不安などを抱える親子への支援活動                        | 随時    |
| ・ 区長会、学校・こども園、高齢者クラブ等との情報交換                      | 随時    |

### 4 担当及び問合せ先

福祉総合相談課 ☎ 3 4 - 6 7 9 1

E-mail : fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp

# 保護司(更生保護)及び社会を明るくする運動

## 1 保護司の概要

### (1) 更生保護とは

犯罪や非行をした人たちに対し、国や民間の人々と連携して、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動です。

更生保護活動は、地域の方々から、理解と協力を得ることが必要不可欠であり、犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにも繋がります。

### (2) 保護司とは

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、給与は支給されません（実質的に民間のボランティア）。市内に約130人。

保護観察対象者の最近の生活状況などについて話し合い、相談に応じて指導・助言を行い、国（名古屋保護観察所）に報告を行います。保護司になると基礎的な知識を身に付けるため、関係法令の学習、面接の方法等の研修を受講します。

## 2 社会を明るくする運動

### (1) 社会を明るくする運動とは

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です（主唱：法務省）。



更生保護のマスコットキャラクター

更生ペンギン ホゴちゃん

### (2) “社会を明るくする運動” 豊田市推進委員会

《役員》委員長 豊田市長、副委員長 豊田市保護司会長

《構成》豊田市、保護司会、区長会、青少年健全育成推進協議会、豊田少年補導委員会、足助少年補導委員会、豊田人権擁護委員協議会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会、そえぎの会

### (3) 主な活動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間と再犯防止啓発月間です。6～7月にかけて市内各地で様々な取組が行われています。

①中央式典・・・例年6月下旬に、関係団体による式典を行い、その後豊田市駅周辺で啓発活動を行います。

②各地区の活動・・・各地区コミュニティ会議等が主催となり、中学生の主張発表大会や街頭啓発活動等を行っています。

## 3 担当及び問合せ先

こども・若者政策課 ☎ 34-6630 FAX: 34-6938

E-mail: kowaka@city.toyota.aichi.jp

# 地域包括支援センター

## 1 概要

豊田市が社会福祉法人等に運営を委託している高齢者の総合相談窓口。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護・福祉・保健・医療等様々な相談を受け付けています。

## 2 センター一覧

担当地区 (五十音順)	センター名	所在地	電 話
逢妻	ほっとかん 地域包括支援センター	本新町 7-48-6 (有料老人ホーム豊田ほっとかん内)	36-3006
旭	ぬくもりの里 包括支援センター	池島町屋ヶ平 22 (老人福祉センターぬくもりの里内)	68-2338
朝日丘	社協包括支援センター	錦町 1-1-1 (豊田市福祉センター内)	32-4342
足助	足助 地域包括支援センター	岩神町仲田 20 (足助病院内)	62-0683
井郷	豊田福寿園 地域包括支援センター	高町東山 7-46 (特別養護老人ホーム豊田福寿園内)	45-5357
石野	石野の里 地域包括支援センター	東広瀬町神田 26-1 (特別養護老人ホーム石野の里内)	78-6711
稲武	いなぶ 包括支援センター	桑原町中村 5 (稲武福祉センター内)	82-2530
梅坪台	豊田地域ケア 支援センター	西山町 3-30-1 (豊田地域医療センター内)	34-3209
小原	ふくしの里 包括支援センター	沢田町梅ノ木 574 (小原福祉センターふくしの里内)	65-1600
上郷	地域包括支援センター かずえの郷	和会町東郷 148 (老人保健施設かずえの郷内)	21-6725
猿投	地域包括支援センター 猿投の楽園	加納町向井山 9-1 (特別養護老人ホーム猿投の楽園内)	45-3717
猿投台	こささの里 地域包括支援センター	越戸町上西小笹 116 (特別養護老人ホームこささの里内)	46-9677
下山	まどいの丘 包括支援センター	神殿町中切 7-2 (下山保健福祉センターまどいの丘内)	90-4335

浄水	豊田厚生 地域包括支援センター	浄水町伊保原 500-1 (豊田厚生病院内)	43-5022
末野原	みなみ福寿園 地域包括支援センター	永覚新町 5-194 (特別養護老人ホームみなみ福寿園内)	24-5000
崇化館	ひまわり邸 地域包括支援センター	栄生町 5-20 (特別養護老人ホームひまわり邸内)	33-0801
高岡	わかばやし園 地域包括支援センター	若林西町北山 76 (特別養護老人ホーム豊田わかばやし園内)	51-1255
高橋	地域包括支援センター くらがいけ	岩滝町高入 40-1 (特別養護老人ホームくらがいけ内)	80-1244
藤岡	ふじのさと 包括支援センター	藤岡飯野町坂口 1207-2 (藤岡福祉センターふじのさと内)	76-5294
藤岡南	地域包括支援センター 藤岡の楽園	西中山町才ヶ洞 10-5 (特別養護老人ホーム藤岡の楽園内)	75-1258
豊南	トヨタ 地域包括支援センター	平和町 1-1 (老人保健施設ジョイステイ内)	24-0623
保見	地域包括支援センター 保見の里	保見町南山 109-1 (特別養護老人ホーム保見の里内)	48-3004
前林	つつみ園 地域包括支援センター	堤町堤 18-1 (特別養護老人ホーム豊田つつみ園内)	51-5206
益富	地域包括支援センター 益富の楽園	古瀬間町古宿 131 (特別養護老人ホーム益富の楽園内)	41-7788
松平	笑いの家 地域包括支援センター	滝脇町杉長入 23 (特別養護老人ホーム笑いの家内)	58-5152
美里	地域包括支援センター とよた苑	野見山町 5-80-1 (特別養護老人ホームとよた苑内)	87-3700
竜神	ひまわりの街 地域包括支援センター	本町本竜 48 (特別養護老人ホームひまわりの街内)	47-8158
若園	みのり園 地域包括支援センター	中根町男松 79 (特別養護老人ホーム豊田みのり園内)	53-6361

上記の地域包括支援センターの統括・支援を「豊田市基幹包括支援センター」が行います。

### 3 担当及び問合せ先

高齢福祉課 ☎ 34-6984 FAX: 34-6793

E-mail: korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp

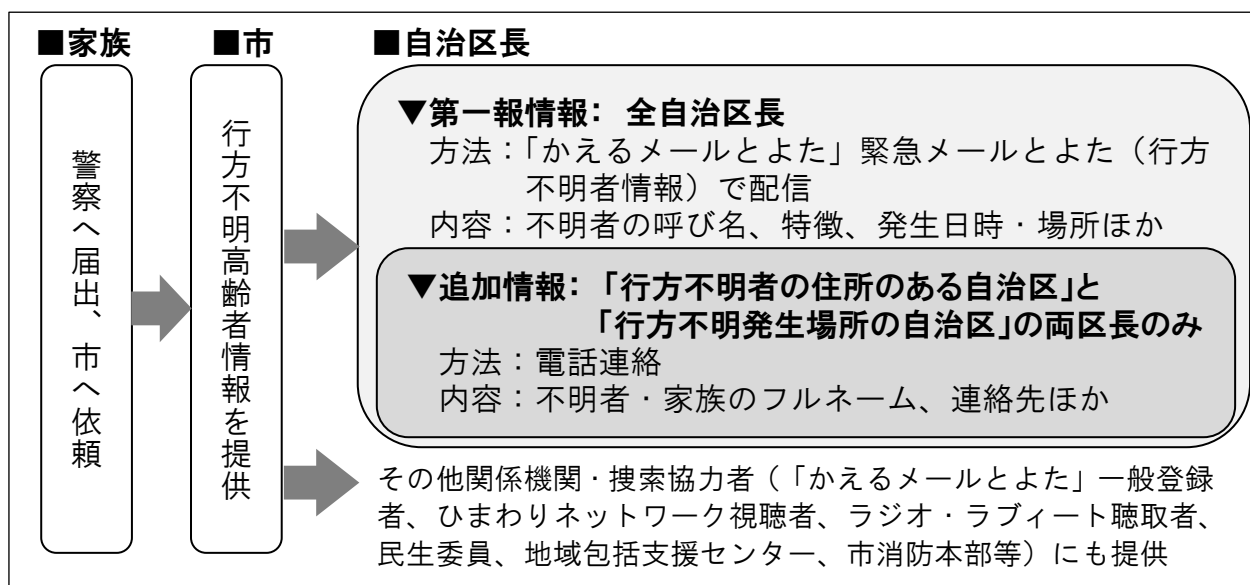
## 行方不明高齢者情報の提供【※要登録】

### 1 取組の背景・目的

豊田市では、認知症等による行方不明高齢者の対策のため、平成 29 年 11 月に市・区長会等との間で協定を締結し、行方不明事案発生時に市から自治区長や関係機関、捜索協力者にすみやかに不明者情報を提供して早期発見につなげる取組を開始しました。

### 2 認知症等による行方不明高齢者者情報の提供について

行方不明事案発生時、下図のとおり情報提供を行いますので、可能な範囲で捜索活動にご活用いただきますようお願いいたします。



※不明者が発見された際にも同様に情報提供を行います。

### 3 「かえるメールとよた」緊急メールとよた (行方不明者情報) 登録のお願い

「かえるメールとよた」緊急メールとよた (行方不明者情報) は、行方不明高齢者情報を登録者に配信する市のサービスです。第一報情報の提供のため、ぜひ登録にご協力いただきますようお願いいたします。

#### 登録方法

- ① [t-toyota-city@sg-p.jp](mailto:t-toyota-city@sg-p.jp) へ空メール (件名、本文に何も書く必要はありません) を送信してください。  
※右のQRコードを読み取ってメールを送信することもできます。
- ② すぐに仮登録メールが送信されます。メールに記載されたURLをクリックして登録画面に進み、手続きをしてください。  
※仮登録メールを受信していただくため、受信拒否等の設定をしている場合は、ドメイン: [@city.toyota.aichi.jp](mailto:@city.toyota.aichi.jp) の受信許可設定をお願いします。



### 4 担当及び問合せ先

高齢福祉課 ☎ 34-6984 FAX: 34-6793

E-mail: [korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp](mailto:korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp)

# 豊田市ささえあいネット

## 1 豊田市ささえあいネット～高齢者見守りほっとライン～

### (1) 目的

高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう支援するために、地域を広く情報収集できるネットワーク体制を構築し、孤独死、虐待など防ぐために早期発見及び見守り支援体制の構築を行っています。

### (2) 主な関係協力機関

- ①地域協力機関（自治区、民生・児童委員、高齢者クラブなど）
- ②民間協力機関（介護サービス事業者、病院（診療所）、歯科医院、薬局、郵便事業者、ガス・電力会社、牛乳・新聞販売店など）
- ③公共協力機関（警察署、消防署、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど）

### (3) 対象者

市内に居住するおおむね65歳以上の者で見守りや支援が必要な方

### (4) 内容

日々の活動（仕事）の中で、高齢者に関して何らか気になる変化（参考例）にお気づきになった場合は、担当地区の地域包括支援センター又は高齢福祉課に連絡及び情報提供をお願いします。

※緊急時の場合は、警察署（交番）、消防署に直接連絡してください。

#### 参考例

- ①何日間もポストに郵便物や新聞などが溜まっている場合。
- ②雨にも関わらず布団や洗濯物が外に干したままになっている場合。
- ③寝間着（パジャマ）のままで徘徊をしており、不自然な行動が見られる場合。
- ④家の中から大声で怒鳴っているなど虐待の可能性が疑われる場合。 など

## 2 豊田市ささえあいネット～みまもりほっとパーキング事業～

### (1) 事業概要

「豊田市ささえあいネット～高齢者見守りほっとライン～」事業の仕組みを活用して、関係協力機関の駐車場を貸してもらう取組です。

この取組を進めることで、以下に掲げる利用者が地域の高齢者を訪問する際などに利用できる駐車場が確保され、支援の円滑化や異変の早期発見等につながることを期待されます。

### (2) 利用者（駐車場の利用が可能な人）

医療機関（病院、診療所、歯科医院、薬局等）、市内介護サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所等／民生児童委員／母子保健推進員／地域包括支援センター、豊田市社会福祉協議会等／市福祉関係職員 など

## 3 担当及び問合せ先

各地域包括支援センター

高齢福祉課 ☎ 34-6984

FAX 34-6793

E-mail: korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp



# 豊田市避難行動要支援者名簿制度

## 1 目的

近隣住民の共助により、災害時における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の支援体制を確立し、自治区内での普段からの見守りと、要支援者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備する。

## 2 対象者

災害発生時等において自力での避難が難しく、避難行動をとることに特に支援が必要とされる方です。

在宅で生活し、下記のいずれかに該当する方

- ①ひとり暮らし高齢者等登録者
- ②介護保険における要介護3～5の認定者
- ③豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者
- ④身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが1級～2級の者
- ⑤上記に準ずる者で登録を希望する者（老夫婦世帯など）

※⑤で登録を希望する場合は、「避難行動要支援者名簿登録依頼書」を市に提出していただく必要があります。

## 3 名簿活用の流れ

- ①市が対象者に、日頃から地域へ対象者自身の情報を提供してよいかの同意確認を実施
- ②市が、同意を得られた方及び登録依頼のあった方の情報をとりまとめ、同意者名簿を作成
- ③市が避難支援等関係者（自治区、自主防災会、民生委員、地域包括支援センター、消防団、警察）に、同意者名簿を提供
- ④避難支援等関係者は、同意者名簿を活用して、日頃の見守りや災害時の支援体制づくりに努める

## 4 名簿の更新について

- ・年に1回（6月～7月頃）、名簿の更新を行います。古い名簿は、名簿更新時に返却をお願いします。
- ・新しく同意者が増えた場合や、転出等の異動があった場合は、定期的に変更通知を自治区に送付します。

## 5 その他

- ・名簿は個人情報となりますので、適正な管理をお願いします。
- ・名簿の具体的な活用方法等については、「避難行動要支援者 避難支援計画（行動マニュアル）」を参照してください。

## 6 担当及び問合せ先

福祉総合相談課 ☎ 34-6791 E-mail: fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp

# 障がい者相談支援事業所

## 1 概 要

豊田市が市内の社会福祉法人等に委託している地域の障がい者（児）、そのご家族及び関係者の相談窓口。相談員（社会福祉士、精神保健福祉士など）が相談等を受け、障がい者（児）が地域で自立した生活を営むことができるようにする。

## 2 相談支援事業所一覧

事業所名	住所	連絡先
足助まめだ館（社協 足助支所）	足助町東貝戸 10	☎62-1857
（社協 旭支所）	池島町屋ヶ平 22	☎68-3890
（社協 稲武支所）	桑原町中村 5	☎82-2068
（社協 小原支所）	沢田町梅ノ木 574	☎65-3350
（社協 下山支所）	神殿町中切 7-2	☎90-4005
（社協 藤岡支所）	藤岡飯野町坂口 1207-2	☎76-3606
ON	長興寺 10-36	☎34-0737
オンリーワン	柿本町 5-31-2	☎28-0567
つえの里	横山町 4-3-2	☎98-0070
ハートランド	中根町男松 80	☎51-2327
光の家	高町東山 7-44	☎46-0234
ひかりの丘	宝町玉泉 102-7	☎24-2940
福祉センター	錦町 1-1-1	☎32-4341
むもん生活支援センター	高町東山 7-43	☎45-7883
りんく	元宮町 6-19	☎85-8184

## 3 担当及び問合せ先

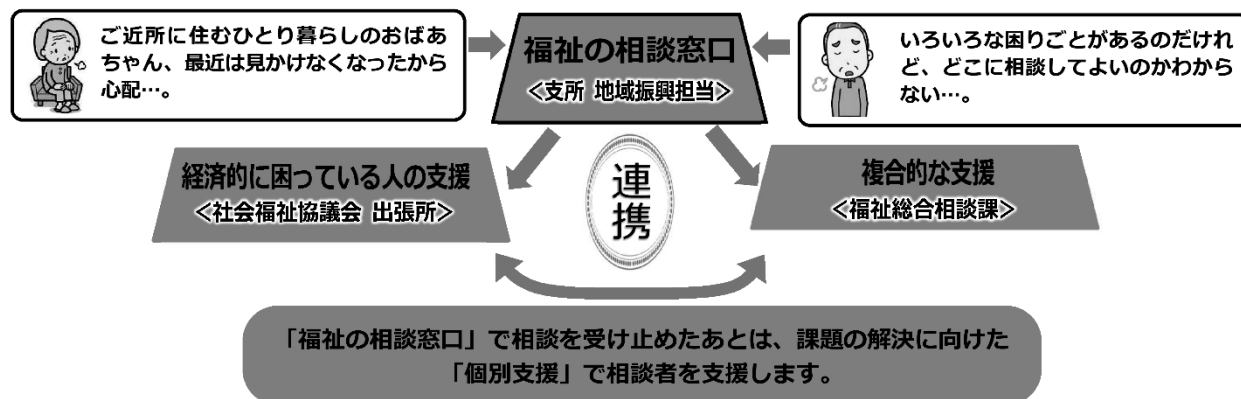
障がい福祉課 ☎ 3 4 - 6 7 5 1 FAX : 3 3 - 2 9 4 0

E-mail : shougai_hu@city.toyota.aichi.jp

# 福祉の相談窓口

## 1 概要

福祉に関する様々な困りごと、心配ごとの相談をお受けします。相談を受け止め、解決に向けて専門の機関につなげるなど、相談者の支援をします。



## 2 相談できる方

本人だけでなく家族や区長、民生委員など、どなたでも相談いただけます。

## 3 相談窓口一覧

場 所	窓口（運営）	連絡先
上郷コミュニティセンター	福祉の相談窓口（上郷支所 地域振興担当）	21-0001
	社会福祉協議会 上郷出張所	41-5088
猿投コミュニティセンター	福祉の相談窓口（猿投支所 地域振興担当）	45-1214
	社会福祉協議会 猿投出張所	41-3082
高岡コミュニティセンター	福祉の相談窓口（高岡支所 地域振興担当）	53-2694
	社会福祉協議会 高岡出張所	85-7720
高橋コミュニティセンター	福祉の相談窓口（高橋支所 地域振興担当）	80-0077
	社会福祉協議会 高橋・松平出張所	85-1120
松平コミュニティセンター	福祉の相談窓口（松平支所 地域振興担当）	58-0001
	社会福祉協議会 高橋・松平出張所	85-1120 ※

・上記のほか社会福祉協議会若しくは社会福祉協議会支所（旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡）及び、市役所福祉総合相談課で相談いただけます。

※社会福祉協議会 松平担当者は、高橋コミュニティセンターにある出張所に常駐しています。連絡があれば、松平コミュニティセンターに出向いて、相談や打合せを行います。

## 4 担当及び問合せ先

福祉の相談窓口に関すること 上記または地域支援課

☎ 3 4 — 6 6 2 9 FAX 3 5 — 4 7 4 5

E-mail : chiikishien@city.toyota.aichi.jp

社会福祉協議会に関すること 上記または社会福祉協議会 ☎ 3 1 — 1 2 9 4